平成２１年（フ）第１２３号
茨城県稲敷市八筋川乙518番地
債務者　坂本　英男
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
茨城県取手市青柳１丁目３番50―203号
債務者　椿　　良治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
茨城県取手市戸頭２丁目10番19号
債務者　佐々木公一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
山梨県山梨市下井尻895番地１　ハイツ雅２―105
債務者　後藤　清孝
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
山梨県甲斐市龍地2151番地60
債務者　磯田　幸彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
山梨県甲府市朝気２丁目１番15号
債務者　寺尾　富子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
山梨県南巨摩郡鰍沢町153番地10　県営北部団地３―203
債務者　深澤　元藏
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
山梨県甲府市古府中町5083番地138
債務者　望月　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
長崎県長崎市矢上町31番31号
債務者　毎熊　理世
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４号
岩手県釜石市定内町２丁目15番３号　岩間荘201号、旧住所岩手県釜石市定内町２丁目８番12号　佐野アパート
債務者　阿部　沙希
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第８５号
福島県白河市大信下小屋字後沢285番地
債務者　星　　順子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
大津市唐崎４丁目６番10―110号、前住所滋賀県東近江市黄和田町773番地
債務者　籔　　磨晃
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７０号
滋賀県草津市野路町2110番地１　エミナール南草津５―Ｅ号
債務者　財津　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１２６号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド住宅45号棟1007号室
債務者　森　　則子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８２号
神戸市東灘区御影本町２丁目７番10―303号、従前の住所神戸市東灘区御影本町２丁目８番20―703号
債務者　戸村志のぶ（旧姓古永）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９８号
神戸市兵庫区西橘通２丁目３番３号上野ビル５ＦＢ、従前の住所大阪市鶴見区焼野２丁目６番20号
債務者　髙橋　智則
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部